

子ども医療費助成制度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いについて

千葉県健康福祉部児童家庭課

千葉県子ども医療費助成制度の助成対象となる子どもが、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記にご留意いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりません。
- 子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう市町村から周知されています。
- 保護者から、学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、子ども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。

《問合せ先》

◎災害共済給付制度について

学校 又は 日本スポーツ振興センター（TEL. 03-5410-9162）

◎子ども医療費について

市町村（受給券の裏面等に記載） 又は 千葉県健康福祉部児童家庭課